

四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年11月9日

四日市市教育長 葛西 文雄

四日市市教委規則第5号

四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成26年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第10条関係）				別表第2（第10条関係）			
種別	単位	金額	備考	種別	単位	金額	備考
シャワー（温水のみ）	1人1回	100円		シャワー（温水のみ）	1人1回	100円	
備考 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体の利用に限り、利用料金は規定の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。				備考 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所及び心身障害者団体の利用に限り、利用料金は規定の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。			

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（教育委員会スポーツ課）